公益社団法人あおもり農業支援センター就農準備緊急支援資金交付要綱

令和６年１月24日制定

令和６年４月25日一部改正

# 第１　趣旨

公益社団法人あおもり農業支援センター理事長（以下「理事長」という。）は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年12月１日付け５経営第2016号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）第２の別表の１の規定に基づき、青森県営農大学校、公益社団法人あおもり農業支援センター等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して、予算の範囲内において、就農準備緊急支援資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付については実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

# 第２　交付金額及び交付期間

## 資金の額は、交付期間１年につき１人あたり最大150万円以内とし、交付期間

## は最長２年間とする。なお、国内での最長２年間の研修後に最長１年間の海外研

## 修を行う者については、交付期間を最長３年間とする。

# 第３　交付対象者の要件

　　交付対象者は（１）から（11）までの全て又は（12）の要件を満たす者とする。

（１）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることに

ついての強い意欲を有していること。

（２）新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制

構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和４年

３月29日付け３経営第3218号就農・女性課長通知。）に基づき、就農に向けて必

要な技術等を習得できる研修機関等であると青森県が認めた研修機関等で研修を

受けること。

（３）研修期間が概ね１年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就

　　農に必要な技術や知識を研修すること。

（４）公益社団法人あおもり農業支援センター（以下「センター」という。）が実施

する新規就農者養成研修事業、先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」

という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

ア　実務研修を行う当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内

の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

　　　イ　実務研修を行う当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びア

ルバイトを除く。）を結んでいないこと。

（５）国内での最長２年間の研修後に最長１年間の海外研修を行う場合にあっては以

下の要件を満たすこと。

ア　就農後５年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

イ　アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

（６）常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約

を締結していないこと。

（７）原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていな

いこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記１農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和２年１月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月28日付け２経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記１新規就農促進研修支援事業、別記５就農準備支援事業又は新規就農者育成総合対策実施要綱の別記２就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

（８）研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以

下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交

付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払わ

れること等）を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承す

る、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経

営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独

立・自営就農（第９の１の（２）のイの（ア）に定める要件を満たすものに限

る。以下同じ。）することを確約すること。

（９）研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（（８）の親元就農

後５年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）５年以内に農業

経営改善計画（基盤強化法第12条第１項に規定する農業経営改善計画をいう。以

下同じ。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の４第１項に規定する青年等

就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。

（10）第４の１の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又

は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所

得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費

の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると理事長が認める場合に限

り、採択を可能とする。

（11）研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第４の

１の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険及

び賠償責任保険に加入していること。

（12）就農準備資金・経営開始資金の第７の１の（１）の研修計画の承認を受けてい

るが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

# 第４　研修計画

## １　研修計画の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第１号）を作成し、次に掲げる書類を添えて理事長に承認申請するものとする。

（１）先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施

スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）。先進農

家等以外で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認

められていることを証する書類（別添１）

　　（２）履歴書（別添２）

　　（３）離職票の原本（別添３）（離職票の提示が可能な場合）

　　（４）農業研修に関する確認書（別添４）（先進農家等で研修する場合）

　　（５）第３の（８）の規定に基づく確約書（別添５）（研修終了後、親元就農す

　　　　　る予定の場合

　　（６）傷害保険及び賠償責任保険に加入している場合は当該保険証書の写しを添

付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害

保険及び賠償責任保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加

入後に当該保険証書の写しを理事長に提出すること。（別添６）

（７）個人情報の取り扱いに係る同意書（別添７）

（８）前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）（別

添８）

前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確

　　　　保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を

添付する。

　　（９）その他理事長が必要と認める書類

　２　研修計画の承認

　　　理事長は、資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場

合には、研修計画の内容について審査を行う。

審査に当たっては、地域県民局地域農林水産部等の関係機関を含めた関係者で

面接等を行うものとする。なお、資金の交付を受けようとする者は、本人及び連

帯保証人の債務を明確にするため、面接を受けるに当たり自署・捺印した保証委

託証書（別添10）及び印鑑登録証明書を提出するものとする。

審査の結果、第３の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付し

て研修の実施を支援する必要があると理事長が認めた場合は、研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

３　研修計画の変更承認申請

承認を受けた研修計画を変更する場合は、変更承認申請書（別紙様式第１号－２）及び研修計画を作成し、研修計画の変更承認申請をするものとする。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合を除く。）

理事長は、研修計画の変更承認申請があった場合は、２の手続に準じて、承認する。

　４　その他

　　　第３の（12）に該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第１号－３）を作成

し、理事長に提出し、承認を受けるものとする。

承認を受けた者については、原則、第４の１から３及び第５から第９までの規

定にかかわらず、公益社団法人あおもり農業支援センター就農準備資金交付要綱

の第４の１から３及び第５から第９までの規定に基づき手続を行うこととする。

# 第５　資金の交付申請

研修計画の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第２号）を作成し、理事長に資金の交付を申請するものとする。

交付の申請は６か月分又は１年分単位として行うことを基本とする。ただし、１か月分単位で交付申請できるものとし、その場合は、交付申請書のほか、当該月分の研修日誌を提出することとする。

また、交付申請の対象期間が６か月未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出し、１か月に満たないものは切り捨てるものとする。

第６　研修状況の報告・確認

１　研修状況報告

　　研修計画の承認を受けた者は、研修状況報告書（別紙様式第３号）を理事長に

提出するものとする。提出は６か月ごとに、交付対象期間経過後１か月以内に行

うものとする。

　２　研修状況の確認

　　　研修状況報告書の提出を受けた理事長は、研修機関や地域県民局地域農林水産

部等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかど

うか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合には研修機

関や地域県民局地域農林水産部等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切

な指導を行うものとする。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告

を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受

ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

第７　研修終了後の報告・確認

　１　就農状況報告

資金の交付を受けた者は、研修終了後６年間毎年７月末及び１月末までにその

直前の６か月間の就農状況報告（別紙様式第４号）を理事長に提出するものとす

る。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村

から実施要綱第２の２の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、実施要綱第２

の２の（６）に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えること

ができる。

なお、交付終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第５号）を作成し、第４の手続に準じて理事長に申請するとともに、継続研修開始後１か月以内に継続研修届（別紙様式第６号）を理事長に提出するものとする。継続研修は資金受給終了後１か月以内に開始するものとし、その期間は原則として４年以内とする。

継続研修を行う場合、第９の１の（２）のイの「研修終了後１年以内」とは

「継続研修の終了後１年以内」とする。また、継続研修の期間中は第６の規定に

準じて、理事長に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

　２　就農状況の確認

　　　就農状況報告の提出を受けた理事長は、資金の交付を受けた者の就農状況を、

交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、資金交付期間の1.5倍又は２年間

のいずれか長い期間、半年ごとに確認するものとする。

また、第３の（８）に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承又は独

立・自営就農した旨の就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を

確認するものとする。

３　住所等変更報告

資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後６年間に氏名、居住地、

電話番号等を変更した場合は、変更後１か月以内に住所等変更届（別紙様式第12

号）を理事長に提出するものとする。

４　就農遅延報告

資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後１年以内に、独立・自

営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、理事長に就農遅延届（別紙様式

第８号）を提出するものとする。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則２年

以内とする。

　５　就農遅延者の状況確認

　　　資金交付対象者から就農遅延届の提出を受けた理事長は、その内容がやむを得

ないと認められる場合、就農の遅延を承認するものとする。また、理事長は就農

遅延届の提出があった資金交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早

期就農に向けたフォローアップを行うものとする。

６　就農報告

資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した

場合は、就農後１か月以内に就農届（別紙様式第９号）を理事長に提出する。

７　農地の権利設定の確認

理事長は、独立・自営就農する資金交付対象者から就農届の提出があった場合

は、農地の権利設定がなされているか確認する。

　８　就農中断報告

資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就

農を中断する場合は、中断後１か月以内までに理事長に就農中断届（別紙様式第

10号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則１年以内と

し、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第11号）を提出する。

９　就農中断者の状況確認

資金交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出を受けた

理事長は、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認するも

のとする。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則１年以内とする。ま

た、理事長は就農中断届の提出のあった資金交付対象者の就農再開に向けた取組

状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

10　離農報告

資金交付対象者は、交付期間終了後６年の間に離農した場合は、離農後１か月

以内に離農届（別紙様式第16号）を理事長に提出する。

第８　交付の停止、中止、休止、再開

　１　交付の停止

理事長は、資金交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資

　　金の交付を停止する。

（１）第３の要件を満たさなくなった場合

（２）研修を途中で中止した場合

（３）研修を途中で休止した場合

（４）第６の１の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

（５）第６の２の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策の

うち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（令和４年３月29日付け

３経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知）を満たさない等、適

切な研修を行っていないと理事長が判断した場合

　２　交付の中止

（１）資金交付対象者は、資金の交付を中止する場合は理事長に中止届（別紙様式

第12号）を提出するものとする。

（２）理事長は、資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は前項の

（１）、（２）、（４）若しくは（５）のいずれかに該当する場合は、資金の

交付を中止する。

　３　交付の休止・再開

　（１）資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合

は理事長に休止届（別紙様式第13号）を提出する。なお、休止期間は原則１年

以内とする。

（２）理事長は、資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認めら

れる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合

は資金の交付を中止する。

（３）（１）の休止届を提出した資金交付対象者が研修を再開する場合は研修再開

届（別紙様式第14号）を提出する。

（４）資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・

出産については１度につき最長３年、災害については１度につき最長１年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、（３）の研修再開届の提出と併せて第４の３の手続に準じて研修計画の交付期間の変更を申請するものとする。

（５）理事長は、資金交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修するこ

とができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

第９　資金の返還、返還免除

　１　資金の返還

資金交付対象者は、病気、災害等のやむを得ない事情があると理事長が認めた

　　場合を除き、次に掲げる事項に該当する場合は資金の一部又は全部を返還しなけ

ればならない。

（１）一部返還

ア　第８の１の（１）から（３）までに掲げる要件に該当した時点が既に交付

した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分

（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ　第８の１の（４）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返

還する。

（２）全額返還

ア　第８の１の（５）に該当した場合

イ　研修終了後（研修中止後及び第７の１の継続研修終了後を含む。以下同じ。）

１年以内に、原則50歳未満で次に掲げる要件を満たす独立・自営就農、雇用

就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかっ

た場合。ただし、第７の４による手続を行い、研修終了から原則２年以内に

立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

（ア）独立・自営就農の要件

　　 a 農地の所有権又は利用権（農地法第３条に基づく農業委員会の許可を受

　　　けたもの、同条第１項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の

一部を改正する法律（令和４年法律第56号。以下「令和４年改正法」とい

う。）附則第５条に基づく公告があったもの、令和４年改正法附則第９条

に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条

に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)

を交付対象者が有していること。

　 b 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

　 c 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

　 d 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

e 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(イ)雇用就農の要件

　　　　a 常勤（期間の定めのない）の雇用契約を締結していること。

　　　　b 雇用就農先が原則として３親等以内の親族ではないこと。ただし、３親

　　　　 等以内の親族の経営であってもほかの従業員と同等の条件で雇用される

等、労働者性が認められる場合は除く。

（ウ）親元就農の要件

　a 家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること。

　b 就農後５年以内に当該農業経営を継承又は独立・自営就農（第９の１の（２）のイの（ア）に定める要件を満たすものに限る。）すること。

ウ　第２のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後５年以内に第３の（５）のアの農業経営を実現できなかった場合

エ　親元就農をした者が、第３の（８）で確約したことを実施しなかった場合

オ　独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

カ　交付期間（第４の４の承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍（第２のなお書きにより海外研修を実施した者については５年間。以下同じ。）又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第７の８による手続を行い、就農を中断した日から原則１年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第４の４の承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ　就農後、交付期間（第４の４の承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以内（第７の８による手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以内）に第７の報告を定められた期間内に行わなかった場合

ク　虚偽の申請等を行った場合

２　返還免除

　　　資金の交付を受けた者は、前項のただし書きの病気、災害等のやむを得ない事

　　情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第15号）を理事長に提出すること

ができる。

附　則

（施行期日）

　この要綱は令和６年１月24日から施行する。

　令和６年４月25日一部改正